

週刊センターニュース No.261



第261号(2009年6月1日) 毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

●●● 第233回共同学習会のご案内 ●●●

※通常と曜日・会場が異なりますので、ご注意下さい。

主催: 大学教育開発・支援センター

企画: 教育企画会議就職支援部会

日時: 6月10日(水) 16時30分～18時

会場: 角間キャンパス 事務局棟6階 大会議室

テーマ: 「インターンシップの意義ー就職支援力を高めるために4ー」

企画: 青野 透 (教育企画会議就職支援部会長)

報告者: 篠原 功治 (キャリアコンサルタント)

内容: 教育企画会議就職支援部会では、現在の経済状況等を背景に、大学として、また個々の教職員が学生の就職活動をどのように支援していくべきか、学内外からの情報をもとに、継続的に議論の場を設けている。シリーズとしての第4回は、長くキャリアコンサルタントとして活躍されてこられた篠原功治氏に、インターンシップが学生にとって、企業等にとって、どのような意味を持っているのかについて、その最新事情を講師にレクチャーしていただく。その後、参加者との意見交換により、インターンシップを希望する学生たちをどのように支援すべきか、認識を深めたい。教職員および、学生、院生の参加を広く求めたい。

○●○ 学会活動と教育内容等改善 ○●○

大学の授業が研究成果に基づくものである以上、授業内容・方法の改善のための研究(FD)を義務づけた大学設置基準の存在如何にかかわらず、教員の学会における活動はFDの不可欠の要素となる。そして学会活動には学会誌への投稿や大会での口頭報告に加え、大会参加による情報収集も含まれる。

4月18日と19日の2日間、岡山市で開催された第97回日本泌尿器科学会に参加した。この学会への参加と授業改善の結びつきについては、本誌第105号(2004年3月15日)の「研究と教育とー泌尿器科学会に参加してー」にて詳細を報告済みである。今回もまた、本学の「医事法入門」(1年次限定)の授業ではもちろんのこと、非常勤で担当している金沢医科大学大学院医学研究科の「医事法学」(受講生は現役医師)でも、この学会での最新の研究動向について紹介した。とくに、双方向遠隔授業システムにより「医事法入門」を受講した福井大学医学部の学生たちからは、医療従事者となるための学習動機付けとなったという意見が寄せられており、新入生であっても先端研究を易しく紹介するという授業内容の工夫は、試みるべきことであるといえよう。

この学会では、本学医学部の並木幹夫教授（学会理事）よりご推薦いただき、4年間、倫理委員会委員を担当させていただいた。この間、毎回5千人を超える大会参加者のほとんどは医療関係者であるなかで、倫理委員として口演やポスター発表を見聞きする機会を得たことは、薬学部専門科目「生命倫理」（後期開講）の授業担当においても非常に役に立った。また、学会で近時取り組まれている、教育用ビデオの発表もすばらしく、本学のICT教育推進の参考にもなると感じた次第である。（文責：教育支援システム研究部門 青野 透）

○●○ 発達障害の学生の就職支援について-第231回共同学習会復習教材 ○●○

私たちは、第225回共同学習会（4月2日開催）「困った学生の子どもの頃はひょっとしたらー発達障害1ー」で、大井学教授（学校教育系・障害児教育講座）から、発達障害の定義、診断法、そして具体例などについて学ぶ機会を得ました。中村学長にもご参加いただき、正確な知識から問題を考えることを始めました。そして、第231回共同学習会（5月21日開催）では、「青年期の発達障害者への支援を考えるー発達障害2ー」と題して、DVD『青年期、成人期の発達障害者支援』第1巻 発達障害を知っていますか、第2巻 生活・余暇・就労をめぐる（解説・監修＝梅永雄二（宇都宮大学教育学部教授）、医学解説＝内山登紀夫（大妻女子大学教授／よこはま発達クリニック院長）、企画・制作＝星屑倶楽部）を視聴し、発達障害の学生に対するキャリア教育、就職支援についてディスカッションを行いました。

発達障害の人たちの就労について解決すべき様々な問題が存在することは、共同学習会参加者の中に共有された事実です。ここに、関連する情報を提供し、シリーズ第2回の復習教材とさせていただく次第です（参加されなかった方々にも是非ともお読みいただきたいと思います）。

<http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkoku88.html> 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター 研究部門「調査研究報告書No.88 発達障害者の就労支援の課題に関する研究（2009年3月）」より

「発達障害のある青年・成人をめぐる現状については、・・・発達障害者支援法の成立後においては、発達障害と診断された児・者は、適切な教育的支援や教育上の配慮、また、学校卒業後の就労等の支援の対象となる。ただし、診断体制が整備途上である現状にあって、高校や大学等の通常教育においては、在学中もしくは卒業後に自らの特性を発達障害に起因するものとして認識している（するようになる）生徒・学生を抱えている状況にある。したがって、こうした生徒・学生が存在することを前提として就労支援体制を整備することが必要となる。しかし、支援体制が十分に整備されているとはいいがたい現状である。」（241頁）「高機能自閉症やアスペルガー一症候群などの診断について、自閉症と比較して早期とは限らず、診断時期の範囲が広く分布する・・・。対象者全体の中で、早期には診断されなかった（診断されたとしても受け入れできなかった）、極めて遅れて診断された、などの者が一群を占める。親の気づきがあったとしても、経過観察を行う中で、確定診断が遅れるなどもあった。こうした場合には、在学中には問題が顕在化しないといた事情とも対応していた。通常教育を選択した場合、教育にかけた期待（例えば、障害者手帳をとらずに就職するなど）の成否は、職業選択で失敗するまで（失敗しても）評価されなかったからである。これは、当事者とその親（家族）の両者の“障害の受けとめ方”の問題とも関連していた。」（245頁）（文責：教育支援システム研究部門 青野 透）